

平成17年1月13日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第4号

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第7号

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、企業会計審議会が平成10年6月16日に公表した「退職給付に係る会計基準」の設定後の諸制度等の変更により、設定時には限定的に生ずると考えられていた年金資産が退職給付債務を超過する状況が、最近、しばしば生じているため、この会計処理について検討してまいりましたが、平成17年1月11日の第72回企業会計基準委員会で、標記の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成17年2月14日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：retire@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

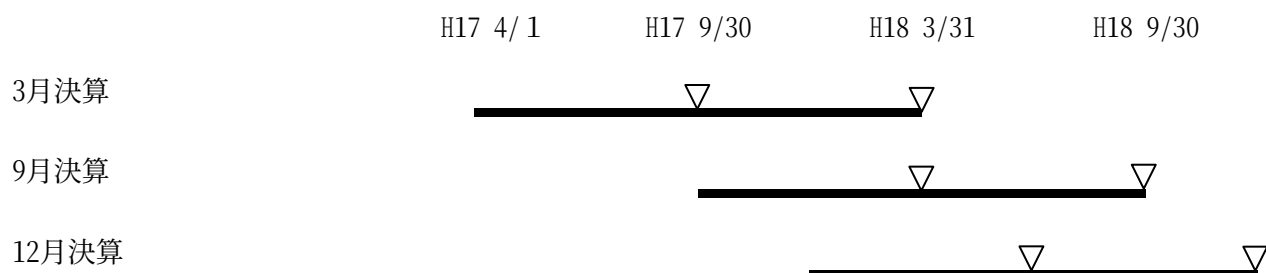
本公開草案の概要

■ 「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1の見直し

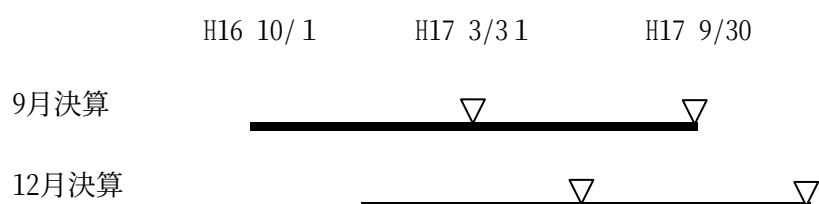
実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合の取扱いについて、「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1における当該超過額(未認識年金資産)を資産及び利益として認識してはならないとの定めは適用しないこととする。

■ 適用時期

- 本会計基準は、平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用する(下記イメージ図参照)。



- ただし、本会計基準は、平成16年10月1日以後平成17年4月1日前に開始する事業年度から適用することができる(下記イメージ図参照)。



- また、平成17年3月31日から平成17年9月29日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についても適用することを妨げないものとする(下記イメージ図参照)。



以 上